

[資料]

資料目次

資料1 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育 相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告) (抜粋)	66
資料2 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への 学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月不登校に関する調査研究 協力者会議報告)(抜粋)	67
資料3 「「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への 学習機会と支援の在り方について～」について(通知)」(令和4年6月10日4初児生 第10号)(抜粋)	68
資料4 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日 元文科初第698号)(抜粋)	69
資料5 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)決定)(抜粋)	73

資料1 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告)
(抜粋)

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 総論

2 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

(略)

こうしたことから、関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議(スクリーニング会議)を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。なお、これらの会議には、校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる。

(略)

第2節 SC及びSSWの職務内容等

1 SCの職務内容等

(略)

(エ) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

児童生徒の状態の把握や、児童生徒がSCの存在を認識し、児童生徒がSCと関わったり相談しやすい環境を作ったりするため、年度当初に全児童生徒への面談の実施や利用方法の周知等を行うことが必要である。またSCは、児童生徒の心の健康促進のために、予防的な取組や活動を、教員と積極的に協働して行うことが望ましい。

それらに加え、学校内の教育相談体制(教職員やSCの役割分担含む)について児童生徒・保護者へ周知するとともに、保護者に対して、子育てや思春期の子どもとの関わり方や、子どもの心理状態についての理解を深めるための講習会の開催や、教育相談だより等広報誌の発行を行うことが重要である。

(注) 下線は、当省が付した。

資料2 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月不登校に関する調査研究協力者会議報告)(抜粋)

3. 今後重点的に実施すべき施策の方向性

(3) 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

a. 不登校特例校、教育支援センター、民間団体等の多様な場における支援

(児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保)

不登校の背景や要因は多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様である。(略)さらに、児童生徒の心の状況も折々で変化する。そのため、児童生徒や保護者に一番近い在籍校等は、児童生徒の状況を継続的に確認しつつ、教育委員会・教育支援センター等と連携して、不登校児童生徒及びその保護者に応じて、校内の別室指導や教育支援センターによる支援を提案したり、フリースクール等の民間団体の支援の紹介、自宅におけるICTを活用した学習支援の提案等、子どもの主体性を尊重した情報提供を行っていくことが重要である。また、それを含めて、教育委員会・教育支援センターは、各在籍校を支えつつ、域内の不登校児童生徒や保護者を支える中核としての機能強化が求められる。

(略)

(4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

a. 教育相談の充実

(教育相談の質の向上)

児童生徒を適切な支援につなげていくための教育相談の質向上については、教職員やSC・SSW等が心の問題はもとより児童生徒を取り巻く学校や生活環境に着目し、的確なニーズの把握とより多角的なアセスメントを行うことが必要である。(略)また、そもそも児童生徒や保護者が、SC・SSW等に相談できることを知らない場合もあるため、入学式や行事の機会等を活用して周知を図る等、相談にアクセスしやすい環境を作ることも必要である。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）」（令和4年6月10日4初児生第10号）（抜粋）

3. 不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握のための、スクリーニング及び「児童生徒理解・支援シート」を活用したアセスメントの有機的な実施（報告書 14 ページ）

学校において児童生徒の表面化しにくい問題を早期に客観的に把握し、支援ニーズを適切に把握するため、全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施や、気になる事例を学級担任や養護教諭、SC・SSWが洗い出すスクリーニング会議の実施、それによって把握した児童生徒のアセスメントや具体的な支援につなげていくためのケース会議の開催等を有機的につなげていき、学校の取組として機能させていくことが有効であるとされています。児童生徒の抱える困難の早期解決に至るよう、このような取組を各学校が自ら実施可能となるよう、各教育委員会等におかれては、学校や教職員の理解を得るための研修の実施や人材の確保等を含めた教育相談体制の整備等を進めていただくよう、お願いします。また、実施の際には、文部科学省が作成・公表した「スクリーニング活用ガイド」や「児童生徒理解・支援シート」等も御参照ください。

(注) 下線は、当省が付した。

資料4 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日
文科初第698号）（抜粋）

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(別添1)(以下「シート」という。)を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(別添2)を参照すること。

(2) (略)

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場

合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7、8 (略)

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

(略)

また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(略)

(5) (略)

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) (略)

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. (略)

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのため、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(略)

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(略)

(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(略)

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料5 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日内閣府
政策統括官（共生社会政策担当）決定）（抜粋）

2 協議会の基本的な仕組み

(5) 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。

協議会の運営方法は、(中略) 理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられる。

(略)

①、② (略)

③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

(注) 下線は、当省が付した。